

所沢市ゼロカーボンシティロゴ使用ガイドライン

はじめに

所沢市ゼロカーボンシティロゴ使用ガイドライン（以下「本ガイドライン」）は、所沢市が作成したゼロカーボンシティロゴを使用する際のデザインの規定や注意点、具体的な使用例などを定めたものです。本ガイドラインは予告なく改定される場合があります。

本ガイドラインに関する問い合わせは、下記問い合わせ先までお願いいたします。

問い合わせ先

〒359-8501 埼玉県所沢市並木 1-1-1

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

令和4年12月26日 制定

令和5年2月27日 改定

目次

1	ゼロカーボンシティロゴの権利帰属	P1
2	ゼロカーボンシティロゴについて	P1
3	ゼロカーボンシティロゴの使用	P2
4	基本要素	P3
5	基本要素の組み合わせ	P3
6	表示色	P4
7	使用禁止例	P5

1. ゼロカーボンシティロゴの権利帰属

ゼロカーボンシティロゴに関する一切の権利は、全て所沢市に帰属します。

2. ゼロカーボンシティロゴについて

所沢市は2020年11月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ゼロカーボンシティロゴは、この宣言の実現を後押しするもので、「C」のデザインは、C（炭素）が少しずつ0（ゼロ）へ向かっていくイメージから、二酸化炭素の排出量が削減され、キレイな空気になっていくことをイメージしています。また、ゼロカーボンシティロゴがゼロカーボンシティ実現の一滴となり、波紋のように広がっていくイメージを掛け合わせ、抽象的に表現したものです。



3. ゼロカーボンシティロゴの使用

ゼロカーボンシティロゴの使用を希望する者は、本ガイドラインを遵守する場合に限り、マチごとエコタウン推進課から許諾を得ることなく、ゼロカーボンシティロゴを無償で使用することができますが、次の場合は使用することができません。

- ①所沢市の信用や品位を損なうまたは損なうおそれがある場合
- ②自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するまたは使用のおそれがある場合
- ③法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合
- ④特定の個人、政党、宗教団体を支援、公認しているような誤解を与える、または与えるおそれがある場合
- ⑤その他、使用が不相当と認められる場合

商用利用を希望する場合は、マチごとエコタウン推進課にお問い合わせください。許諾を得た場合にのみ商用利用が可能です。

なお、使用者は、ゼロカーボンシティロゴの使用にあたり、本ガイドラインに同意したものとみなします。

4. 基本要素

①C アイコン



②ZERO CARBON CITY TOKOROZAWA

ZERO
 **ARBON**
CITY
TOKOROZAWA

③2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指します

2050年までに
CO2排出量実質ゼロを目指します

5. 基本要素の組み合わせ

基本要素を組み合わせで使用する場合は次のパターンで使用してください。

①組み合わせ A (①+②)



②組み合わせ B (①+②+③)



6. 表示色

原則、以下の表示色に従ってカラーで使用してください。



モノクロで使用する場合は、以下のとおり使用してください



7 使用禁止例



変形しないでください



回転させないでください



規定の表示色以外に変えないでください



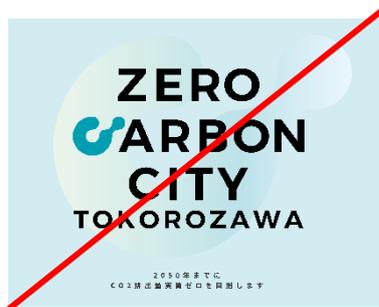
他の図形等と組み合わせたり重ねないでください



上下左右反転しないでください



文字のフォントを変えないでください



ゼロカーボンシティロゴが識別しにくい背景に重ねないでください